

令和3年度（地域密着型通所介護・通所介護相当サービス）

※地密デイと総合事業は同様の取扱いの為、地密デイの基準を記載しています。

サービス 種別	主な指導内容	根拠法令等（一部抜粋）
	1. 運営に関する事	
総合事業	重要事項説明書に利用料金の記載がなく、利用者の同意も確認できないため手続きを改めること。	（抜粋）指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 【厚労省令第34号第2章の2第24条第5項】
地密デイ 総合事業	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無を記載すること。	（抜粋）指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申請者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申請者がサービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならない。 【老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331017号第3の2の2(2)①】
地密デイ	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。	
地密デイ 総合事業	運営規程について、正しく記載すること。	
地密デイ 総合事業	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 【厚労省令第34号第2章の2第3条の33第3項】
地密デイ 総合事業	避難訓練を実施すること。	指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避

令和3年度（地域密着型通所介護・通所介護相当サービス）

※地密デイと総合事業は同様の取扱いの為、地密デイの基準を記載しています。

		<p>難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>【厚労省令第34号第2章の2第32条】</p>
	2. 加算に関する事	
地密デイ	<p>送迎減算を適用している利用者の送迎記録が確認できなかったため、記録を残すこと。</p>	<p>以下をご参考ください。</p> <p>【老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2(21)】</p>
地密デイ 総合事業	<p>介護職員等特定処遇改善加算に関する賃金改善内容の規則等が確認できないため、整備するとともに全職員に周知すること。</p>	<p>（キャリアパス要件I）次のイ、ロ及びハを満たすこと。</p> <p>イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること</p> <p>【事務連絡：介護保険最新情報 Vol.1075】</p>